

ノロウイルスによる 感染性胃腸炎を予防しましょう

お問合せ

(感染症について) 保健予防課 ☎32-1539

(食中毒について) 生活衛生課 ☎32-1523

ノロウイルスとは？

ノロウイルスは、人に感染して下痢やおう吐等を引き起こし、人の小腸で増殖するウイルスです。主に秋から冬にかけて流行し、例年1月から3月がピークとなる傾向にあります。



ノロウイルスの症状は？

潜伏期間は1～2日で、吐き気、おう吐、下痢、軽度の発熱が主な症状です。

通常1～2日で症状はおさまり、後遺症もありませんが、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児などの場合、おう吐物をのどに詰まらせたり、脱水症状がひどくなるなどの危険がありますので、注意が必要です。

どうやって感染するの？

ノロウイルスの感染力は強く、ほとんどが経口感染(ウイルスが口から入って感染すること)です。ノロウイルスが付いた手や調理器具で調理した食品を食べて、食中毒を起こすこともあります。

予防方法は？

■基本は手洗い

調理の前・食事の前・トイレに行った後・外出先から戻った時・オムツ交換をした後・下痢症状のある人の便やおう吐物を処理した後などは、石けんを使って、よく手を洗いましょう。

■消毒・加熱処理

ノロウイルスには、アルコール系消毒剤は十分な消毒効果はありません。効果のある消毒は、次亜塩素酸ナトリウム(市販の家庭用塩素系漂白剤を薄めて使う)や、加熱(85℃以上の熱湯に1分以上浸す)です。

調理の時は、食材の中心部を85℃以上で90秒以上加熱すると有効です。

■便やおう吐物で汚染されたおそれがある場所の消毒

感染を拡げないために、便やおう吐物は、マスク・手袋をつけて飛び散らないように拭き取り、ビニール袋等に密封して捨てましょう。汚染された場所や物は、次亜塩素酸ナトリウムの消毒液で範囲を広めに消毒しましょう。

11月が高齢者虐待防止推進月間

高齢者虐待は年々増加傾向にあります。虐待の未然防止、早期発見・早期対応から、虐待を受けた高齢者の自立まで、切れ目のない支援が必要です。函館市では、高齢者虐待防止法が公布された11月を「高齢者虐待防止推進月間」と位置づけ、広く周知・啓発を行っています。

高齢者虐待とは

65歳以上の方に対して行われる以下の行為です。

- ・身体的虐待(暴力を加える。行動を制限する。)
- ・ネグレクト(食事を与えない。介護・世話をしない。)
- ・心理的虐待(暴言・無視・心理的外傷を与える言動。)
- ・性的虐待(わいせつな行為をする・させる。)
- ・経済的虐待(財産を不当に処分する。日常生活に必要な金銭を渡さない。)*内容は一例

虐待かもと思ったら

ためらわずに高齢福祉課(市役所2階)、亀田福祉課、「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」に相談・通報してください。(連絡先は本紙5ページ「除排雪サービス」に記載)

高齢者の虐待防止・孤立防止パネル展

期間 11月28日(月)～12月2日(金)

会場 市役所1階市民ホール

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3025



高齢者ニーズ調査を実施します

高齢者の方の状況を把握し、高齢者計画策定の検討材料とするため、健康状態や生活状況に関する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」を11月中旬に送付しますので、調査票がお手元に届いた場合には、ご記入・ご返送をお願いします。

ニーズ調査票をご返送いただいた方には、心身の状態を確認できるアドバイス票を送付します。

対象者 今年3月31日時点で65歳以上で、要支援・要介護認定を受けていない市民と、要支援1・2の市民の中から8,000人(無作為抽出)

お問合せ 介護保険課 ☎21-3041

65～74歳で一定の障がいのある方 後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65～74歳で一定の障がいがある方も加入できます。ご本人に保険料はかかりますが、医療機関での窓口負担が1割(現役並み所得者は3割)となる場合があります。

さまざまなケースがありますので、詳しいことは、国保年金課(☎21-3184)へお問い合わせください。

* 身体障害者手帳1～3級・精神障害者保健福祉手帳1級の方、知的障がいのある方でIQ50以下の方は、重度心身障害者医療費助成を受けることができます。(所得制限あり)詳しくは障がい保健福祉課(☎21-3187)へ。